



島根県報

平成25年10月25日（金）
号外 第157号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【監査公表】

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	2
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	11
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	14
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	22

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成24年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員 藤間恵一
同 平谷昭
同 法正良一
同 後藤勇

平成24年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容について

意見	処理方針・措置状況
<p>1 職員の意識啓発について</p> <p>職員の意識啓発及び適切な協働事業遂行のため「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が、平成15年度に作成された。</p> <p>その後、県民いきいき活動促進条例の制定や県民いきいき活動促進基本方針の策定・改訂、しまね社会貢献基金の創設などNPOとの協働に係る取組に進展があるにもかかわらず、ガイドライン及び手引きの見直しありはなされていなかった。</p> <p>一方、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況が見受けられ、NPO法人からも、まだまだ協働事業のやり方が理解されていないセクションが多いとの意見があった。</p> <p>また、NPO法人からは、県職員にNPOの存在を知り理解してもらうために協働推進員制度の充実を望む声があるが、協働推進員に充てられている各課の総括グループリーダー等の協働推進員研修の参加率が低いなど、期待された役割が十分に果たされているといえない現状がある。</p> <p>については、これまでの協働事業の実績をもとに、推奨すべき最新のモデル事例を紹介するなど時宜に応じたガイドライン及び手引きの見直しを行い、職員への周知徹底を図るとともに、協働推進員設置要綱の改正も踏まえ、協働推進員がその役割を十分果たせるよう、適任者を選任する必要がある。</p>	<p>1 職員の意識啓発について</p> <p>ガイドライン及び手引きについて点検を行い、必要に応じて内容の追加等の修正を行う。</p> <p>改定後の手引きは協働推進員研修等を通じて職員に周知していく。</p> <p>各所属での平成25年度の協働推進員の選任にあたっては、適任者が選任されるよう選任にあたっての留意事項について全所属あて周知を行った。</p>
<p>2 協働の形態について</p> <p>協働の形態について、今回監査を行った17事業のうち委託が11事業であった。その中には、予算の制約や事業趣旨により委託として実施することがあらかじめ決まっているものもあったが、内容からみて委託とするより補助としてNPO法人がより主体性を發揮した方が好ましいと思われる事業もあった。</p> <p>また、委託の形をとりながら、県からの委託費のみでは不足するため、NPO法人が費用を自己負担して実施している事業も見受けられた。</p> <p>さらに、NPO法人からは、委託の場合には発注者である県に著作権が帰属し、事業終了後の成果物の活用に制約があるため、補助の方がよいとする意見もあった。</p>	<p>2 協働の形態について</p> <p>協働形態の選定については「協働事業の手引き」のなかで、効果・留意点等を整理している。5月に開催した県民いきいき活動庁内推進会議において、適切な協働の形態となるよう依頼した。</p>

<p>については、協働の形態を決めるに当たっては、提案者の主体性の發揮や事業における県の役割等を考慮し、どの形態がより相応しいか、事前に十分検討する必要がある。</p>	
<p>3 協働事業の実施方法について</p> <p>事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。</p> <p>このため、NPO法人からは、市町村等の関係機関との調整が遅くなり協力が得られにくい場合があることや、年度内に事業を終えるのが精一杯で成果の検証を行う余裕がないことから、前年度中の事業採択や複数年度でできる事業制度を求める意見があった。</p> <p>また、NPO法人等が事業に応募する際は、提案事業に関する県の担当課と事前に協議し、互いに合意した事業内容により応募することが原則とされているが、事業実施機関の中には、NPO法人との協議が不十分なまま事業が実施されたため、対応が十分にできなかつたところも見受けられた。</p> <p>については、事業採択を前年度中に行うことや複数年度の事業を取り入れるなど事業実施方法の見直しを検討するとともに、事業実施機関との事前協議が適切に行われるよう配慮する必要がある。</p>	<p>3 協働事業の実施方法について</p> <p>準備期間を長くすることにより事前協議が適切に行われるよう、平成25年度しまね協働実践事業等について、募集開始時期を例年より約1か月早めた（平成25年2月25日募集開始）。</p> <p>来年度以降も同様に運用する。</p> <p>複数年度の事業採択については、必要性や効果も含め、引き続き検討していく。</p>
<p>4 市町村における取組の促進について</p> <p>NPO法人は、その活動範囲が特定の市町村エリア内であったり、特定地域の振興を図るなど市町村と関係の深い事業を行う場合が多い。</p> <p>今回監査した中にも、事業範囲や内容から見て市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業があった。</p> <p>このような事業については、事業を効率的に実施し、より多くの成果を上げるために、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって、実施方法等を十分検討する必要があると思われるが、そうした検討が行われておらず、事業実施に当たって市町村との連携、調整が十分に行われていないものも見受けられた。</p> <p>一方で、NPO法人からは、市町村と協働したいが、協働する仕組みがないとの意見もあった。</p> <p>については、市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業については、事業実施前から関係市町村との十分な連携・調整が図られるようにするとともに、市町村が取り組む協働事業の促進を図るため、</p>	<p>4 市町村における取組の促進について</p> <p>平成25年度からは、市町村も加わった協働事業が実施できるよう、NPO・市町村を含めた3者以上で実施する多様な主体との協働推進事業を募集し、1事業（江津市+川本町+美郷町+邑南町+NPO）を採択した。</p> <p>また、市町村担当者研修会やNPOと行政職員のための協働実践講座などを通じて市町村の意見を聴くとともに、しまね県民活動支援センターと連携して市町村にとって有益な情報の提供に努めていく。</p>

NPO法人が活用できる諸制度や先進的な取組事例など、市町村にとって有益な情報の提供をこれまで以上に行う必要がある。	
5 NPO法人等への情報発信の推進について 協働の相手方であるNPO法人の中には、多数の会員や事務局組織、事務所を持ち、行政の支援制度をうまく活用している法人もあったが、休日も含めて打合せ等に気軽に利用できる施設が欲しいとの意見や、協働事業を実施するには事前に県の担当課との協議・合意が必要になるが、行政との接点のないNPOにとって負担が大きいとの意見もあった。 また、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターについて、法人設立前から活用しているNPO法人があるものの、その存在を知らないという声もあつた。 については、しまね県民活動支援センターの役割や取組内容、県や市町村の事業でNPO法人等との協働が可能なもの、さらにNPO法人等を対象とした支援制度などについて、これまで以上に効果的な情報発信に努める必要がある。	5 NPO法人等への情報発信の推進について しまね県民活動支援センターでは、NPOが活動する場所、施設、機材の提供、情報誌等による情報提供を行い、NPO法人の団体運営、人材育成を支援している。これに加え、NPO法改正による新制度に係る研修や相談業務の実施、また、資金調達に係る研修の実施など更なる支援機能の強化を図っている。 こうした取組について、県ホームページや県民活動応援サイト「島根いきいき広場」等により更なる情報発信に努める。